

社会福祉法人宝珠会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝珠会の役員、評議員ならびに評議員選任・解任委員会委員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは、役員を含む評議員ならびに評議員選任・解任委員会委員をいう。

(会議の出席報酬等)

第3条 役員等が定時の会議に出席したときは、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費の算定基準は別表3に示す。

(理事および評議員の報酬)

第4条 理事又は評議員が定時の会議出席以外で法人および施設の運営のために、理事会又は評議員会の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が定時の会議出席以外で法人および施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 常勤で勤務する役員については、常用職員給与規程を適用する。

(改 正)

第7条 本規程の理事および評議員の報酬に関する改正は、評議員会の議決を経なければならない。

2 本規程の評議員選任・解任委員会委員の報酬に関する改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年6月4日より適用する。

2 平成26年3月24日 別表1改正

3 平成28年11月24日改正し、平成29年4月1日より適用する。

別表1：会議出席等報酬

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5, 0 0 0 円
評議員会出席報酬	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5, 0 0 0 円
会議以外の法人業務活動報酬	5, 0 0 0 円

別表2：監事監査指導報酬

名 称	報 酬 額
監事監査指導報酬	1 3, 0 0 0 円

別表3：実費弁償費（交通費等）

移動距離（片道：km）	実費弁償費（交通費）
0～ 5 km 未満	5 0 0 円
5～1 0 km 未満	1, 0 0 0 円
1 0～1 5 km 未満	1, 5 0 0 円
1 5～2 0 km 未満	2, 0 0 0 円
2 0～2 5 km 未満	2, 5 0 0 円
2 5～3 0 km 未満	3, 0 0 0 円
3 0～3 5 km 未満	3, 5 0 0 円
3 5～4 0 km 未満	4, 0 0 0 円
4 0～4 5 km 未満	4, 5 0 0 円
4 5～5 0 km 未満	5, 0 0 0 円
5 0～5 0 km 以上	5, 5 0 0 円

※ 移動距離の算定は、役員等の自宅から会議施設までの距離とする。

※ 同一日・同一施設にて開催された会議出席ならびに会議以外の法人業務を行った役員等の実費弁償費の算定は1回限りとする。